

「新たな行財政改革の取組み」  
(改訂版)

平成20年2月

北海道

危機的な財政状況の中、私は、これまでの道政のあり方を抜本的に見直す「道庁改革」を断行するとの決意の下、平成18年2月に「新たな行財政改革の取組み」を策定し、持続可能な行財政構造の確立に向けた改革に取り組んできました。特に、財政の立て直しについては、平成19年度までの2か年を集中対策期間として、1,800億円の収支不足の解消を図り、赤字再建団体転落という当面の課題を回避してきたところです。

しかし、その後、道税や地方交付税などの一般財源総額が、想定を上回って減少したことに加え、市場金利の上昇により公債償還費が増嵩するなど、収支不足額が拡大し、道財政を巡る情勢は、極めて厳しい状況が続いており、これまで道民の皆さんに痛みと負担をお願いしていたにもかかわらず、結果として、大きな収支不足額が生じることとなったことは、道政を担う知事として極めて重く受け止めているところです。

しかしながら、北海道が持つ大いなる潜在力と可能性を最大限に発揮していくためには、当面するこの難局を乗り越えるとともに、将来を見据えて、揺るぎない経済と財政の基盤をしっかりとつくり上げていかななくてはなりません。

この危機的状況を乗り越え、次の世代を担う子どもたちに「借金」という負の遺産をできる限り残さない、このような努力をしていくことが、今を生きる私たちに課せられた義務であると、私は強く信じています。

この「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」は、こうした考え方に基づき、今後の行財政改革の加速に向けた基本方針や具体的な取組内容などをお示しするものです。

特に、道財政の構造的な収支不足の大きな要因となっている道債償還費の縮減に向けては、最優先の課題として新規道債発行の抑制を図るとともに、徹底した歳入・歳出の見直しを行い、基礎的な財政収支の改善を図るなど、安定した財政構造を構築していくよう、不退転の決意で取り組んでいく覚悟です。

また、こうした歳入・歳出の見直しと併せて、北海道を元気にするための「攻めの取組み」をしっかりと進め、道民の皆さんの暮らしを支える本道経済の活性化と、自立型の経済構造への転換を図るとともに、道民の命に関わる医療や福祉といった暮らしの面については、できる限りの配慮をしていきたいと考えています。

この難局を乗り越えるためには、道民の皆さんのご理解とご協力が何よりも重要であります。

今回、更なる施策の見直しなどにより、皆さんの生活や経済活動に様々なご負担や痛みを改めてお願いせざるを得なくなったところですが、希望に満ちた北海道を未来に引き継いでいくため、私自身、先頭に立って全力で取り組んで参りますので、どうか一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成20年2月

北海道知事 高橋 はるみ

= 目次 =

はじめに - 道政を取り巻く現状と課題 -

1 危機的な財政状況	.....	1
2 社会経済情勢の変化	.....	1
3 「新たな行財政改革の取組み」の加速に向けて	.....	2

第1 行政改革大綱に基づく取組み

第1章 行財政構造改革の方向性

1 基本的な考え方	.....	3
2 行財政構造改革の枠組み	.....	3
3 加速化の取組み	.....	3

第2章 行財政改革に向けた推進事項

1 行財政運営システムの見直し等	.....	5
2 事務・事業の見直し	.....	5
3 民間開放等の推進	.....	6
4 組織機構の見直し	.....	7
5 関与団体の見直し	.....	7
6 公営企業等の見直し	.....	8
7 定員管理及び給与の適正化等	.....	9
8 人材育成の推進	.....	9

改革工程表

1 加速化する取組み	.....	10
2 個別計画の見直し	.....	11
3 改革工程表	.....	12
(平成19年度までに取組みを終えた項目)	.....	25

## 第2 財政構造改革に向けた取組み

### 第1章 財政立て直しの基本的考え方

- 1 基本的考え方 . . . . . 27
- 2 取組みの視点 . . . . . 27
- 3 地域の活性化に向けた取組み . . . . . 28

### 第2章 構造改革に向けた取組み

- 1 経費別の取組内容 . . . . . 30
- 2 新たな収支対策 . . . . . 34

### 第3章 道財政の中長期収支試算（一般財源ベース） . . . . . 35

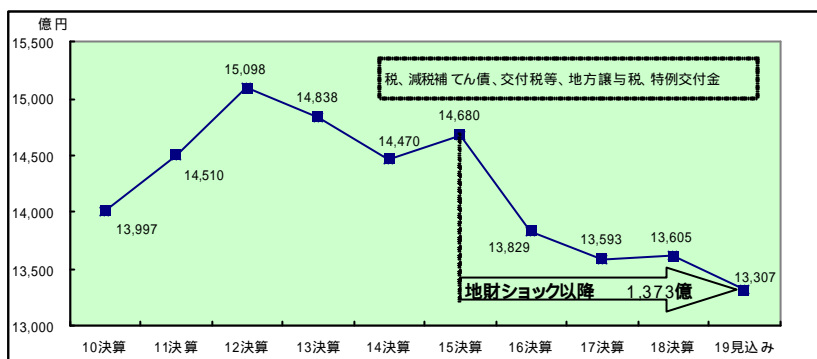
## 第3 「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」の推進管理

. . . . . 36

# はじめに - 道政を取り巻く現状と課題 -

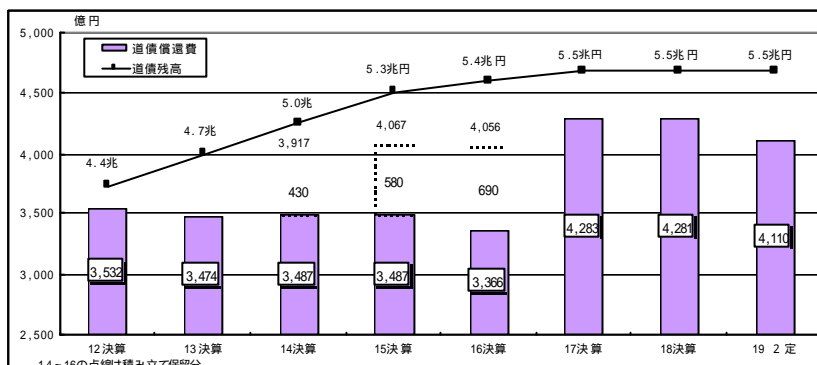
## 1 危機的な財政状況

道財政は、過去の大規模な景気対策時に発行した道債の償還費や老人医療費などの義務的経費が増加する一方、歳入面では地方交付税総額が縮減する中で、道税収入において全国並みの伸びが見込めないことなどから、構造的な歳入・歳出ギャップが生じている状況が続いています。



【一般財源の推移 (税源移譲分を除く)】

このため、道においては、平成18年2月に「新たな行財政改革の取組み」を策定し、持続可能な行財政構造の確立を目指すこととし、特に、平成18年度及び19年度の2カ年間の集中対策期間においては、聖域なき歳出の見直しと歳入確保に向けた取組みを進め、



【道債償還費の推移 (借換債を除く一般財源)】

1,800億円に上ると見込まれた収支不足の解消を図り、現段階における赤字再建団体への転落は回避できたところ です。

しかしながら、平成19年度2定補正予算以降、現時点で見込み得る変動要素を考慮しながら、平成20年度以降の収支見通しを更に精査した結果、歳入・歳出両面における様々な要因により、収支不足額は更に拡大する見通しにあり、今後においても、赤字再建団体への転落を回避できるような財政運営を行っていくことが、道政上の最重要課題となっています。

## 2 社会経済情勢の変化

一方で、本道では全国を上回るスピードで人口減少が進みつつあり、グローバル化や地球規模の環境問題、資源エネルギーのひっ迫懸念が本道にも様々な影響を及ぼしているなど、北海道は歴史の大きな転換期にさしかかっています。

このため、こうした時代の潮流と本道の状況を的確にとらえながら、北海道がめざす姿と進むべき道すじを明らかにするものとして、平成19年12月に「新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン）」を策定し、「人と地域が輝き、環境と経済が調和する、世界にはばたく北海道」の実現に向け、多様な主体と連携・協働しながら、総合的に政策展開を図っていくこととしています。

### 3 「新たな行財政改革の取組み」の加速に向けて

こうした状況を踏まえ、北海道が有する大いなる潜在力と可能性を最大限に発揮していくためには、将来を見据えて、揺るぎのない経済と財政の基盤をつくり上げていかななくてはなりません。

「新たな行財政改革の取組み」においては、行財政改革を着実に推進し、財政再建を達成するとともに、厳しい状況が続く本道経済の再建に向けて、「官から民へ」の流れを加速し、新たなビジネスチャンス・雇用の創出につなげる「コンパクトな道庁」の構築を目指すこととしていましたが、上述のとおり、道政を取り巻く状況は厳しさを増しており、赤字再建団体への転落を回避するとともに、持続可能な行財政構造を確立していくためには、この基本的な考え方を踏まえながら、行財政構造改革をより確実なものとしていくことが求められます。

このため、「新たな行財政改革の取組み」を改訂し、平成26年度までの残り7年間の推進期間において、行財政改革の取組みを加速することとし、計画的かつ効率的な行財政運営の実現を目指して、組織機構や事務事業の徹底した見直しを進めるとともに、道民の皆さんの暮らしや経済活動への影響を十分に考慮しながら、歳入・歳出全般にわたる見直しを一層強化するなど、行政改革と財政立て直しを連動して一体的に取り組むことにより、持続可能な行財政構造の確立を目指します。

# 第1章 行政改革大綱に基づく取組み

## 第1章 行財政構造改革の方向性

### 1 基本的な考え方

道においては、厳しい財政状況の中、より簡素で、効率的、機動的な「コンパクトな道庁」を構築し、行政サービスの維持向上を図ることを目指して、平成18年2月に行政改革大綱を策定し、次の視点を踏まえつつ、「組織・人材」、「予算」に加え、「行財政運営システム」の一体的な改革を推進することとしました。

#### 【改革の視点】

- ・ 持続可能な行財政運営構造の確立
- ・ 簡素で効率的な組織体制の確立
- ・ 国、市町村、民間等との新たな協働関係の構築

これまで、「改革工程表」に基づき、組織体制や定員管理の見直しなど、徹底した改革に取り組んできたところですが、道政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、行政改革と財政立て直しの取組みを連動させながら、より一体的に取り組んでいくため、平成26年度までの推進期間における行財政改革に向けた推進事項の追加、前倒しなどの見直しを行うとともに、関連する個別計画の見直しを実施するなど、行財政構造改革の加速化を図ります。

### 2 行財政構造改革の枠組み

行政改革大綱に基づき、行財政改革の加速化に向けた推進事項を次の8項目に整理し、平成26年度までの7年間の具体的な取組内容を明確にします。

- 行財政運営システムの見直し等
- 事務・事業の見直し
- 民間開放等の推進
- 組織機構の見直し
- 関与団体の見直し
- 公営企業等の見直し
- 定員管理及び給与の適正化等
- 人材育成の推進

### 3 加速化の取組み

これまで、「改革工程表」に基づき推進してきた73の項目について、項目の追加や整理統合を行い、平成19年度までに取組みを終えたものを除く54項目について、前倒し・拡大・追加・具体化の検討を実施し、その内容やスケジュール等を明らかにします。

加えて、現在、個別計画に基づき進めている項目に関して、新たな個別計画を策定するとともに、計画を策定していない項目についても、可能な限り目標を設定し、取組みの加速を図ります。

行財政改革による経費削減等の取組みについては、これまでも、「最少の経費で最大の効果を上げる」という自治体運営効率化の基本的な考え方に沿って、徹底した事務事業の見直しや職員数の適正化などの取組みを進め、一定の効果を得てきたところです。

今後も、行財政改革の加速化を図る中で、「中長期収支試算」における行財政改革目標の達成に向けた取組みを進め、持続可能な行財政構造の確立を図ります。



## 第2章 行財政改革に向けた推進事項

### 1 行財政運営システムの見直し等

「道民のために働く道庁」を構築するため、情報発信や道民ニーズの把握などに積極的に努め、道民の道政への参加を促進するとともに、政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある財源、人員等を効果的に活用するため、提案型事業の充実をはじめ、政策評価・予算・組織のより一体的な運営の実現を図ります。

#### 【具体的な取組み】

##### 道民参加の促進等

- 情報公開と道民参加の促進
- ・ 附属機関等の委員の公募制の拡大
- ・ 附属機関への女性登用の拡大
- 行政手続制度の適正な運用の促進
- ・ 標準処理期間の設定
- ・ 標準処理期間短縮化の促進に向けた定期的な見直し

##### 道民との協働の推進

- 市民活動の活動環境の整備推進
- ・ 道立市民活動促進センターの運営
- 市民との協働環境づくりの推進
- ・ 地域活性化プラットフォーム形成の促進
- ・ 協働による取組みに係る評価の実施
- 民間との協働の推進
- ・ 民間との協働による政策企画・事業化の推進

##### P D C A サイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムの導入

P D C A サイクルに基づく行財政運営基本システムの導入

- ・ 目標管理型行政運営システムの導入と実施
- ・ 政策評価制度の充実
- ・ 予算・組織編成手続きの見直し
- 効率的かつ柔軟な事業の推進
- ・ 赤レンガ・チャレンジ事業の推進

### 2 事務・事業の見直し

「知恵と工夫」を発揮することにより、住民サービスの向上を図るとともに、国、市町村、民間等との役割分担を踏まえて、真に必要な業務に重点的に道の経営資源を投入できるよう、職員一人一人がコスト意識を持って、道の事務事業の集中化、効率化等を一層推進し、より質の高い道政サービスの充実を図ります。

## 【具体的な取組み】

### 全庁共通の業務等の見直し

- 業務再構築（BPR）の推進
- ・全庁共通定型的業務の執行方法等の見直し
- 総務業務の一元化の推進
- ・総務業務センターによる総務業務効率化の推進
- ・支庁等への導入
- 「FM（ファシリティ・マネジメント）」の推進
- ・「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」の推進

### 事務改善の推進

- 事務改善運動の推進
- ・「事務改善に関するガイドライン」に基づく推進

### ICT化による省力化・事務効率化の推進

- 電子道庁の構築の推進
- ・地方税の電子申告の運用
- ・電子調達システムの運用

## 3 民間開放等の推進

民間との役割分担の明確化と協働推進の視点から、民間開放・民間委託等の官民連携を推進するとともに、住民参加の公共施設管理などを含め、「官から民へ」の流れを加速することにより、「新しい公共空間」の形成による公共サービスの質の向上を図ります。

また、施設管理等における民間ノウハウの活用や、民間資金等の活用による総事業コストの削減という観点に基づくPFIの導入などを推進し、行政運営の一層の効率化に努めます。

## 【具体的な取組み】

### 民間開放の推進

- 公の施設のあり方検討
- 公共サービスの協働化の推進
- ・「北海道市場化テスト」の実施

### 事務事業の民間委託

- 民間ノウハウの活用による業務委託の推進
- ・「民間開放推進計画」の推進（知事部局）[平成17年度策定]

〔 計画期間 : 平成17年度 ~ 平成21年度  
目 標 値 : 委託化等人数 3,500人相当 〕

### 施設整備・管理等における民間ノウハウの導入

- FMの推進（再掲）
- ・「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」の推進
- 「ESCO（エネルギー・サービス・カンパニー）事業」の導入
- ・道有施設へのESCO導入可能性の調査実施及び導入方針の検討
- PFIや賃借方式の導入検討
- ・庁舎等施設整備におけるPFIや賃借方式の導入検討

## 4 組織機構の見直し

これからの道の組織機構については、職員数の適正化の状況や民間開放、事務事業の見直しなどを踏まえつつ、多様化する道民ニーズなどに基づき、道政上の諸課題に迅速かつ着実に対応できるよう、簡素で効率的、機動的な組織機構とするなど、政策目標に基づき効果的に事務事業を処理し得る執行体制の確立を目指し、抜本的な見直しを行います。

### 【具体的な取組み】

#### 本庁組織の見直し

室課の再編

- ・組織機構改正による効率的な組織運営体制の整備

#### 出先機関等の見直し

民間等との役割分担の明確化の視点からの統廃合の推進

- ・廃止、民間移管、統合、指定管理者制度、業務委託など統廃合の推進  
地方独立行政法人制度の積極的な推進
- ・試験研究機関の地方独立行政法人化に向けた取組みの推進  
教育委員会所管機関の見直し
- ・事務事業の見直しや民間等との役割分担の視点からの組織の再編整備  
道立学校の適正配置
- ・「新たな指針」に基づく道立高校の適正配置  
警察署、交番・駐在所の見直し
- ・全道的な治安水準の均衡等を考慮した体制の整備

#### 支庁組織等の見直し

事務事業の見直し等による組織のスリム化の徹底

- ・部課の再編  
「支庁制度改革プログラム」を踏まえた支庁組織の見直し
- ・「新しい支庁の姿」を踏まえた所管区域の見直し
- ・「新しい支庁の姿」を踏まえた支庁組織の見直し
- ・支庁所在地に変更のあった地域に「振興局（仮称）」を設置  
支庁の出先機関及び地方機関の見直し
- ・統廃合の推進  
教育局組織の見直し
- ・「新しい教育局の姿」を踏まえた教育局の見直し

## 5 関与団体の見直し

高度・多様化する住民ニーズや社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するため、団体の一層の自立化に向け、団体への財政的・人的関与の縮減について、さらに厳しく見直しを行います。

## 【具体的な取組み】

### 関与団体の自立化の促進

「関与団体見直し計画」の推進

- ・団体の統廃合の推進
- ・補助金等の縮減
- ・出資・出えん金の見直し
- ・派遣職員の引揚げ

## 6 公営企業等の見直し

「官から民へ」の流れを踏まえ、道民福祉の増進に寄与するという公営企業等の目的に照らし、現在提供しているサービス自体の必要性を見直すとともに、公共性の確保等の意義が薄れている場合においては、民間への事業移管等についての検討を行います。

また、事業を継続する場合においても、経営基盤の強化、経営の健全化・効率化を図ります。

## 【具体的な取組み】

### 公営企業の見直し

#### 病院事業

- ・「北海道病院事業に関する次期計画」の策定及び推進

#### 電気事業

- ・「道営電気事業のあり方に関する報告書」答申を踏まえた検討
- ・組織機構の効率化

#### 工業用水道事業

- ・経営健全化計画の推進

〔 計画期間 : 平成18年度 ~ 平成26年度 〕

- ・経営の合理化
- ・料金の適正化 等

### 道営事業の見直し

#### 競馬事業

- ・「北海道競馬改革ビジョン」の策定及び推進

- ・産地を主体とした競馬実施体制の確立
- ・競馬場の集約化
- ・開催経費の大幅削減

### 地方公社の見直し

#### 北海道土地開発公社

- ・「北海道土地開発公社の経営健全化方策」の見直し及び推進

[平成17年度見直し]

〔 計画期間 : 平成18年度 ~ 平成22年度 〕

- ・長期保有地（道単事業296.8ha、公社事業92.8ha）の処分促進と効率的な経営推進

北海道住宅供給公社

- ・特定調停時に示した事業計画の着実な実行

（ 特定調停時に示した計画期間 : 平成16年度 ~ 平成22年度  
・分譲資産の処分（1,556件、201.4億円） 割賦債権・賃貸  
資産の管理等 ）

## 7 定員管理及び給与の適正化等

社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直すことにより、職員数の適正化を図るとともに、人事委員会勧告などを踏まえ、給与制度・運用・水準の適正化を推進します。

### 【具体的な取組み】

#### 定員管理

職員数の適正化の推進

- ・事務事業・組織等の見直しなどによる職員数適正化の推進や関係法令に基づく職員数の適正な配置
- ・新規採用の抑制

#### 給与の適正化等の推進

給与等の適正化

- ・給与の適正化
- ・人事委員会勧告を踏まえた見直し
- ・給与の独自縮減措置（再掲）
- ・福利厚生事業の見直し
- ・互助会事業に対する補助の抜本的な見直し

## 8 人材育成の推進

限られた人的資源と財源の中、職員が持っている力を最大限に発揮することを可能にするため、学習する組織文化の確立と職員の資質・能力の向上を図るとともに、庁内公募など組織の活性化や職員の意欲を引き出す人事管理を進めます。

### 【具体的な取組み】

#### 人材育成の推進

「新・北海道職員等人材育成基本方針」に基づく取組みの推進

- （
- ・人材育成の基本方向：職場重視、個人重視、成果重視、能力・実績重視
  - ・人材育成の基本的方策：自己啓発、職場研修、職場外研修
- ）
- ・「北海道職員人材育成推進計画」の推進 [平成17年度策定]

（ 計画期間 : 平成17年度 ~ 平成21年度

- ・能力向上支援システムの構築
  - ・自己啓発への支援
  - ・職場研修の推進
  - ・職場外研修の充実
- ）

## 改革工程表

改革工程表は、今後7年間の推進期間における、具体的な取組内容や目標値などを明示するものです。

なお、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、項目及び内容の追加・修正を検討するなど、的確な推進に向け、必要に応じて見直しを行っていきます。

### 1 加速化する取組み

次の35項目については、具体的な取組内容、スケジュール、目標を改革工程表に明示し、前倒、拡大、追加、具体化などを進めます。

- 1 附属機関等の委員の公募制の拡大（H26目標値の設定）
- 2 附属機関への女性登用の拡大（H29目標値の設定）
- 3 行政手続制度：標準処理期間の設定目標（80%）を1年前倒し
- 4 行政手続制度：標準処理期間の設定率（H26目標値の設定）
- 5 道立市民活動促進センターの管理運営のあり方についての検討
- 6 自発的な地域活性化プラットフォーム形成の促進に向けた情報提供
- 7 協働評価の効果的な実施に向けた評価手法の見直し
- 8 民間企業等とのタイアップ事業や包括協定など、多彩な協働事業の展開
- 9 P D C A サイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムの導入
  - ・目標管理型行政運営システムの導入と実施
  - ・フルコストに基づく政策評価の導入と実施
  - ・予算・組織編成手続きの見直し
- 10 総務業務センターによる総務業務の効率化に関する見直し策の検討
- 11 支庁等における総務業務の一元化の推進
- 12 「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」に基づく各方策の取組内容の拡充・強化
- 13 新たな道有財産改革の推進
  - ・有識者懇談会（H20年度設置）など民間意見を踏まえた改革の推進（資産情報の一元化、庁舎等の有効活用（東京事務所等）、職員公宅の集約化、株式の有効活用）
- 14 「事務改善に関するガイドライン」の改訂版策定及び推進
- 15 地方税の電子申告の運用（H26目標値の設定）
- 16 電子入札対象案件の拡大（H21目標値の見直し、H22目標値の設定）
- 17 公の施設のあり方見直し
  - （苫小牧地方環境監視センター：H19年度廃止、釧路高等看護学院：H20年度年間民間移管、中央乳児院：H21年度民間移管）
- 18 市場化テストの対象業務の拡大
  - （庁舎の受付案内業務、法人二税に係る申告書発送等業務、旅券業務、道路パトロール業務）
- 19 民間等との役割分担の明確化の視点からの出先機関の統廃合の推進
  - （シンガポール事務所・苫小牧地方環境監視センター：H19年度廃止、釧路高等看護学院：H19年度廃止、H20年度民間移管、中央乳児院：H20年度廃止、H21年度民間移管）

- 20 新たな民間開放推進計画に基づく出先機関等の統廃合の加速
- 21 「試験研究機関の改革及び地方独立行政法人制度導入に関する方針」に基づく  
取組みの推進
- 22 教育委員会所管機関の見直し（更なる委託業務の拡大等に向けた検討）
- 23 「新たな指針」に基づき、毎年度見直しの上、適正な高校配置を推進
- 24 事務事業の見直し等による組織のスリム化の加速
- 25 「新しい支庁の姿」を踏まえた支庁所管区域の見直し
- 26 「新しい支庁の姿」を踏まえた支庁組織の見直し
- 27 支庁所在地に変更のあった地域に「振興局（仮称）」を設置
- 28 支庁の出先機関及び地方機関の見直しの加速
- 29 「新しい教育局の姿」を踏まえた教育局の見直し
- 30 「関与団体見直し計画」の前倒し実施・平成21年度目標を見直し  
（現行目標（平成21年度：団体数30%削減、派遣職員数80%削減）の前  
倒し実施と新たな平成21年度目標値の設定（団体数40%削減、派遣職員  
数90%削減））
- 31 「北海道病院事業に関する次期計画」の策定及び推進  
・経営形態の見直し等による自立的な経営体制の構築
- 32 「北海道競馬改革ビジョン」の策定及び推進  
（産地を主体とした競馬実施体制の確立、競馬場の集約化、開催経費の大幅削減）
- 33 給与等の適正化等  
・技能労務職員の給与等の見直し方針に基づく検討・具体化  
・一般職員の勤勉手当について勤務実績を反映
- 34 新たな給与の独自縮減措置
- 35 福利厚生事業の見直し  
・補助対象事業、給付水準などについて見直し検討及び実施、補助金の凍結

## 2 個別計画の見直し

次の個別計画について、新たな計画の策定や現行計画の見直しなど、加速化、具体化などを進めます。

- 1 平成20年度に、新たな民間開放推進計画の策定＜現計画H17～21＞
- 2 平成21年度に、関与団体見直しのための新計画の策定＜現計画H17～21＞
- 3 平成20年度に、職員数適正化計画＜H17～26＞の改定（知事部局）
- 4 平成20年度に、事務局職員数適正化計画＜H17～26＞の改定（教育庁）
- 5 平成20年度に、新たな人材育成推進計画の策定＜現計画H17～21＞

3 改革工程表

推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間（平成17年度～26年度）				推進期間 平成22～26年度	担当部署
	改革工程表（集中改革期間）					
	平成17～18年度（実績）	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
<b>行財政運営システムの見直し等</b>						
道民参加の促進等						
・情報公開と道民参加の促進 附属機関等の委員の公募制の拡大 〔拡大 ・現行 ・公募機関率 11%〕	毎年度、既存機関及び新設機関の設置時の公募制の導入について、各関係部へ要請 [公募機関率（6月1日現在）] H17～11%（15機関/131機関） H18～11%（14機関/126機関）	拡大 公募機関率(19.6.1) 11% (14機関/122機関) 設置運営基準の改正を踏まえ、委員の公募状況を再調査 ・対象機関の拡大 ・H21目標値の見直し	目標 〔公募機関率〕 20%	H26目標値の設定	加速	総務部 行政改革局 行政改革課
附属機関への女性登用の拡大 〔拡大 ・現行 ・登用率 26%〕	[平成17年度] 北海道女性人材リストの更新登用率向上について要請 [平成18年度] 附属機関所管課との事前協議の徹底 女性人材リストの登録人員拡大 [登用率（6月1日現在）] H17～26%（311人/1,209人） H18～27%（477人/1,769人）	登用の拡大 目標〔登用率〕 30% [登用率 (6月1日現在)] H19～30% (494人/1,602人)	【拡大】 男女平等参画基本計画の改定を踏まえ、H29目標値を設定			環境生活部 生活局 参事 〔男女 平等 参画〕
行政手続制度の適正な運用の促進						
標準処理期間の設定 〔設定手続き数の拡大 ・現行 ・設定率 74%〕	[毎年度] 標準処理期間設定の促進を、各関係部へ要請 [設定率] H17～74%（設定件数 1,106件） H18～72%（設定件数 1,140件）	拡大 標準処理期間の設定状況調査の実施 標準処理期間設定の促進 ・標準処理期間短縮に向けた一斉見直しの実施と併せ実施	【前倒】 H21目標をH20段階での達成 目標〔設定率〕 80%	H26目標値の設定	加速	総務部 行政改革局 行政改革課
標準処理期間短縮の促進に向けた定期的な見直し		標準処理期間短縮に向けた一斉見直しの実施		反映	〔一斉見直し〕	
道民との協働の推進						
市民活動の活動環境の整備推進						
道立市民活動促進センターの運営 〔利用促進 ・現行 ・利用者数 22,000人〕	[平成17年度] 指定管理者制度導入の検討 利用者数 20,271人 (開館日数308日) [平成18年度] 指定管理者制度の導入 開館日数増(359日) 利用者数 26,444人	指定管理業務の遂行状況の把握等 ・指定管理業務の遂行状況の把握 ・管理目標の達成状況の公表	目標 〔利用者数〕 25,580人	【具体化】 管理運営のあり方についての検討	H22:検討結果を踏まえた管理運営形態の導入	環境生活部 生活局 道民活動文化振興課
市民との協働環境づくりの推進						
地域活性化プラットフォーム形成の促進 〔モデル事業 (3テーマ)〕	[平成17年度] モデル事業の実施（3事業） ・地域活性化プラットフォーム会議の開催 ・地域活性化プラットフォームプレゼンテーション開催 [平成18年度] 自発的な形成の促進 ・道のホームページによるノウハウ、情報の提供	自発的な形成の促進（ノウハウ、情報等の提供）		自発的な形成の促進に向けた情報提供		環境生活部 生活局 道民活動文化振興課
協働による取組みに係る評価の実施 〔要綱の設定 ・評価の実施〕	[平成17年度] 共同評価実施要綱制定 [平成18年度] 協働評価の実施 ・11事業12件(平成17年度事業分) 協働評価結果の公表 (道のホームページ掲載)	協働評価の実施 協働評価結果の公表 ・6事業8件 [平成18年度] 事業分		【拡大】 協働評価の効果的な実施に向けた評価手法の見直し		



推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間（平成17年度～26年度）				担当部局
	改革工程表（集中改革期間）				
	平成17～18年度（実績）	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
<b>行財政運営システムの見直し等</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>民間との協働の推進</li> <li>民間との協働による政策企画・事業化の推進</li> </ul>	<p>[平成18年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業等とのタイアップ事業</li> <li>・新たな政策展開手法の導入について試行</li> <li>事業化されたモデル提案～14件</li> <li>包括連携協定による協働事業</li> <li>・協定締結 2件</li> <li>事業数 2件</li> </ul>	<p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間との協働による政策企画・事業化の推進</li> <li>・民間企業等とのタイアップ事業本格実施</li> <li>・民間企業との包括連携協定による協働事業の推進</li> <li>・寄附による地域活動支援</li> </ul>	<p>民間企業等とのタイアップ事業や包括連携協定など、多彩な協働事業の展開</p>		知事 政策部 参事
<b>P D C A サイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムの導入</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>P D C A サイクルに基づく行財政運営基本システムの導入</li> </ul>	<p>[平成17年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P D C A サイクルに基づく行財政運営基本システム構築の基本方針の検討</li> </ul> <p>[平成18年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「P D C A サイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム導入計画」の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施要領等の策定、試行</li> </ul>	<p>【具体化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「P D C A サイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」の導入（政策評価、予算・組織のより一体的な運営の実現）</li> </ul>		総務部 行政 改革局 行政 改革課
<ul style="list-style-type: none"> <li>目標管理型行政運営システムの導入と実施</li> <li>・部別・課別の業務達成目標を設定した業務執行計画の策定</li> <li>・年度毎の施策推進方針の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部別・課別の業務目標を設定した業務執行計画の策定方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定要領等の策定、試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標管理型行政運営システムの導入と実施</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価制度の充実</li> <li>・新規・拡充施策に係る事前評価の導入</li> <li>・アウトカム指標による成果目標の達成度の評価</li> <li>・フルコストを踏まえた政策評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成に向けた新規・拡充事業に係る事前評価の試行(H17～H18)</li> <li>事業評価に成果目標設定～試行(H17)</li> <li>事業評価に成果目標を本格導入(H18)</li> <li>施策ごとの成果目標の設定を促進</li> <li>事業評価に執行体制(人工数)を設定～試行</li> <li>導入検討～対象コスト、積算手法等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな評価システムを試行実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フルコストに基づく政策評価の導入と実施</li> <li>・予算・組織編成手続きの見直し</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>予算・組織編成手続きの見直し</li> <li>・評価結果に基づく施策優先度の決定</li> <li>・予算・組織編成における各部局の裁量の範囲と責任の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P D C A サイクルに基づく評価と予算の連携のあり方の検討</li> <li>P D C A サイクルに基づく予算・組織編成における各部局の裁量の範囲の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P D C A サイクルに基づく予算・組織編成における各部局の裁量の範囲の検討</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的かつ柔軟な事業の推進</li> <li>赤レンガ・チャレンジ事業の推進</li> <li>事業の掘り起こしと質の向上</li> <li>〔H17事業数 160事業〕</li> <li>〔H18予定事業数 195事業〕</li> </ul>	<p>[実施事業数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H17～160事業</li> <li>H18～212事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の掘り起こしと質の向上</li> </ul> <p>[実施事業数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H19.12月現在 224事業</li> </ul>			知事 政策部 参事

推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間（平成17年度～26年度）				推進期間 平成22～26年度	担当部局
	改革工程表（集中改革期間）					
	平成17～18年度（実績）	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
事務・事業の見直し						
全庁共通の業務等の見直し						
・業務再構築（BPR）の推進 全庁共通定型的業務の執行方法等の見直し （検討 課題抽出、見直し方策の検討）	[平成17年度] 課題に係る庁内調査 [平成18年度] 定期刊行物等に係る情報共有コーナー（イントラネット）の設置など共通業務の簡素化、効率化を推進	見直し ・課題ごとの見直し方策の立案 ・方策を踏まえた見直しの加速化 ・事務事業一斉点検のフォローアップの実施に基づく業務見直しの実施				総務部 行政改革局 行政改革課
・総務業務の一元化の推進 総務業務センター（仮称）の開設 （検討・開設準備 H18年度開設） ↓ 総務業務センターによる業務効率化の推進	[平成17年度] 総務部において集中処理を試行運用 開設準備 [平成18年度] 総務業務センター開設 本庁各部等、議会・監査委員・人事委員会・労働委員会各事務局 教育庁 業務の効率化に関する検討	対象組織の拡大 ・企業局4/1～ 派遣職員への平成19年度業務シフト計画の深掘 ・職員31人 28人 ・派遣職員43人 43人 【拡大】 業務の効率化に関する見直し策の検討 ・対象組織等の拡大に向けた検討等				総務部 行政改革局 総務業務センター
支庁等への導入 （導入検討 H18年度から）	[平成18年度] 集約業務・基本フレーム等について、ワーキンググループを設置して検討	【具体化】 支庁等における総務業務の一元化の推進 ・一部支庁における試行検討 （新しい支庁の姿を踏まえた支庁組織の見直しに合わせ具体化）	一部支庁における試行	対象支庁の拡大		総務部 行政改革局 行政改革課
・「FM（ファシリティ・マネジメント）」の推進 「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」の策定及び推進 （H17:検討・策定 H18:導入検討） （全庁統一的な維持管理手法の導入等） ↓ 「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」の推進	[平成17年度] 基本方針策定(H18.3) ユニバーサルレイアウト先行導入(H18.3) 業務用封筒等への民間企業の広告の公募、決定 [平成18年度] ファシリティマネジメントの導入推進のための専任組織を設置 基本方針に基づく各方策を順次実施 ・庁舎の移転集約 ・庁舎・印刷物等への広告公募掲載 ・遊休資産売却促進方針策定等	推進 【基本方針に基づき、緊急性、財政負担の高いものなどから順次】	【拡大】 基本方針に基づく各方策の取組内容の拡充強化 有識者懇談会開催 【追加】 新たな道有財産改革の推進 ・資産情報の一元化 ・庁舎等の有効活用（東京事務所等） ・職員公宅の集約化 ・株式の有効活用			総務部 総務課  （職員厚生課）

推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間（平成17年度～26年度）				推進期間 平成22～26年度	担当部局
	改革工程表（集中改革期間）					
	平成17～18年度（実績）	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
事務・事業の見直し						
事務改善の推進						
・事務改善運動の推進						
新たなガイドラインの策定及び推進 （H17:検討・策定 〔現行ガイドラインの見直し〕 H18:推進） ↓ 「事務改善に関するガイドライン」に基づく推進	[平成17年度] 「事務改善に関するガイドライン」の見直し方針の検討 [平成18年度] 「事務改善に関するガイドライン」の見直し 新たなガイドラインに基づく事務改善の推進	<b>【拡大】</b> ガイドラインの改訂版策定	推進	目標 利用率概ね 60%	加速	総務部 行政改革局 行政改革課
ICT化による省力化・事務効率化の推進						
・電子道庁の構築の推進						
地方税の電子申告の導入 （運用） ↓ 地方税の電子申告の運用	[平成17年度] 運用開始(H18.1) [平成18年度] 地方税の電子申告の運用 （利用率 0.7%）	運用 取組状況 ・広報活動の強化 ・個別法人、関係団体等への要請強化 等	H26目標値の設定	目標 利用率概ね 60%	加速	総務部 財政局 税務課
電子調達システムの導入 （H17:基本設計 実地検証 H18:運用） ↓ 電子調達システムの運用	[平成17年度] 導入方針の決定 電子調達システム基本設計 [平成18年度] 運用開始(H19.2) ・段階的に導入を開始 ・工事請負の一部で電子入札開始 ・物品調達は、既存の物品調達システムから本システムに移行 等	運用 <b>【拡大】</b> 電子入札対象案件の拡大 ・H21目標値の見直し ・H22目標値を設定	目標 工事等の入札案件数 1,700件 ↓ 目標 工事等の入札案件数 11,000件	<b>【H22以降、平準化】</b> H22目標 工事等の入札案件数 13,000件		企画振興部 科学IT振興局 情報政策課

推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間（平成17年度～26年度）				推進期間 平成22～26年度	担当部局
	改革工程表（集中改革期間）					
	平成17～18年度（実績）	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
民間開放等の推進						
民間開放の推進 ・公の施設のあり方検討 (道立学校を除く) 〔H17:あり方検討〕	<p>[廃止]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湯の岱診療所(18.3.31)</li> <li>余別診療所、糠平診療所(19.3.31)</li> </ul> <p>[統合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者リハビリテーションセンターと肢体不自由者訓練センター(18.4.1)</li> </ul> <p>[民間移管]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>もなみ学園、太陽の園、白糖学園、福祉村(18.4.1)</li> </ul> <p>[指定管理者制度導入]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度管理運営を委託していた公の施設39施設(公募33施設、市町村指定6施設)</li> </ul>	<p>施設のあり方検討</p> <p>見直し [指定管理者制度導入](19.4.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野幌森林公園自然ふれあい交流館、青年の家、少年自然の家(5施設)</li> </ul> <p>[独法化](19.4.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌医科大学</li> </ul> <p>[統合](19.9.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌肢体不自由児総合療育センターと小児総合保健センター</li> </ul> <p>【具体化】 苫小牧地方環境監視センター ・廃止</p>	<p>【具体化】 釧路高等看護学院 ・民間移管</p> <p>【具体化】 中央乳児院 ・民間移管</p>			<p>総務部 人事局 人事課 教育庁</p>
・公共サービスの協働化の推進 「北海道市場化テスト」の実施 〔H17:市場化テストの枠組み取りまとめ H18:制度設計 H17～H18モデル事業の検討〕	<p>[平成17年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内研究会における検討</li> <li>道内経済団体やNPOとの意見交換の実施</li> <li>民間からの意見募集の実施</li> </ul> <p>「民間開放推進計画」への位置付け</p> <p>[平成18年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度設計</li> <li>モデル事業の選定</li> </ul>	<p>制度導入</p> <p>モデル事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定疾患等医療受給者証の申請に係る審査等業務</li> <li>農業試験場における農業技能業務</li> </ul>	<p>【拡大】 民間提案等を踏まえた対象業務の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎の受付案内業務</li> <li>法人二税に係る申告書発送等業務</li> <li>旅券業務</li> <li>道路パトロール業務</li> </ul>			<p>総務部 行政改革局 行政改革課</p>
事務事業の民間委託 ・民間ノウハウの活用による業務委託の推進 〔推進〕	<p>[教育庁]</p> <p>平成17年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局等の技能労務業務の見直し</li> </ul> <p>平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技能労務職7人相当の業務見直し(18.4.1)</li> <li>道立学校における技能労務業務見直し方針の策定(19.1)</li> </ul> <p>(警察本部)</p> <p>平成17年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技能労務業務の委託化の検討</li> </ul> <p>平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放置駐車違反車両確認等事務の民間委託化</li> <li>技能労務職5人相当の業務見直し(18.4.1)</li> </ul>	<p>推進</p> <p>[教育庁]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技能労務職19人相当の業務見直し</li> </ul> <p>[警察本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技能労務職18人相当の業務見直し</li> </ul>				<p>教育庁 警察本部</p>
民間開放推進計画の策定 〔H17:計画策定 H18:計画推進〕 ↓ 民間開放推進計画の推進	<p>[平成17年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画の策定(H18.2)</li> </ul> <p>[平成18年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出先機関の民間移管、業務委託、人材派遣の活用により135人相当を開放(H18.4.1)</li> </ul>	<p>計画目標の具体化</p> <p>人材派遣職員 の活用</p> <p>北海道市場化テストの導入</p> <p>業務の民間委託 [19.4.1]</p> <p>札幌大の独法化、業務委託、人材派遣の活用により1,720人相当を開放</p>	<p>目標</p> <p>〔委託化等人数 (知事部局) 3,500人相当〕</p> <p>新たな計画策定 ・H26目標値の設定</p>			<p>総務部 人事局 人事課</p>

推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間（平成17年度～26年度）				推進期間 平成22～26年度	担当部局
	改革工程表（集中改革期間）					
	平成17～18年度（実績）	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
民間開放等の推進						
施設整備・管理等における民間ノウハウの導入						
・「F M（ファシリティ・マネジメント）」の推進（再掲）						
「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」の策定及び推進 〔H17:検討・策定 H18:導入検討〕 〔全庁統一的な維持管理手法の導入等〕 ↓ 「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」の推進	〔平成17年度〕 基本方針策定(H18.3) ユニバーサルレイアウト先行導入(H18.3) 業務用封筒等への民間企業の広告の公募、決定 〔平成18年度〕 ファシリティマネジメントの導入推進のための専任組織を設置 基本方針に基づく各方策を順次実施 ・庁舎の移転集約 ・庁舎・印刷物等への広告公募掲載 ・遊休資産売却促進方針策定 等	推進 〔基本方針に基づき、緊急性、財政負担の高低ものなどから順次〕	【拡大】 基本方針に基づく各方策の取組内容の拡充強化 有識者懇談会開催 【追加】 新たな道有財産改革の推進 ・資産情報の一元化 ・庁舎等の有効活用（東京事務所等） ・職員公宅の集約化 ・株式の有効活用			総務部 総務課  （職員厚生課）
・「ESCO（エネルギー・サービス・カンパニー）事業」の導入						
道有施設への導入 〔H17:導入可能性調査検討 H18:（導入）〕	〔平成17年度〕 道有施設におけるESCO事業導入可能性調査 ・外部有識者等を含めた検討委員会を設置し、調査内容を検討 〔平成18年度〕 道有施設省エネルギー推進検討会議設置 ・道有施設へのESCO事業導入に向けた取組みの支援などを実施 ・札幌医科大学及び道警本部における導入の具体的検討	道警察本部庁舎へのESCO事業の導入研究	道警察本部庁舎への事業導入検討			総務部 総務課  経済部 産業立地推進局 資源エネルギー課 （警察本部）
・P F Iや賃借方式の導入検討						
庁舎等施設整備における導入検討 〔H17:検討・導入〕	〔平成17年度〕 賃貸ビルへの胆振支庁等の入居について室蘭市から提案があり、入居する方向で協議を進めることに決定 〔平成18年度〕 検討（室蘭市と協議） ・入居規模 ・付帯設備 等	検討・導入  検討（継続） 決定	入居（移転）	既存庁舎の跡地処分		総務部 総務課

推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間（平成17年度～26年度）				担当部局
	改革工程表（集中改革期間）				
	平成17～18年度（実績）	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
組織機構の見直し					
本庁組織の見直し					
・室課の再編 〔毎年度の組織機構改正による効率的な組織運営体制の整備〕 〔現行〕 知事部局 100課 教育庁 12課	[平成18年度] 課の統廃合〔課数(H18.4.1)〕 知事部局 87課 教育委員会 12課	毎年度の組織機構改正による効率的な組織運営体制の整備			総務部 人事局 人事課  教育庁
出先機関等の見直し	担の明確化の視点からの統廃合の推進				
・民間等との役割分担 統廃合の推進 〔H17;あり方検討〕 〔H18;見直し〕 〔現行〕 出先機関 94機関 地方機関 26機関	廃止 [18.3.31] 5 機関 ・文書館、自治政策研修センター、湯の岱診療所、もなみ学園、網走水産試験場紋別支場 [19.3.31] 2 機関 ・余別診療所、糠平診療所 統合 [18.4.1] 6 機関 ・身体障害者リハビリテーションセンターと肢体不自由者訓練センター、中央農業試験場と植物遺伝資源センター、栽培漁業総合センターと函館水産試験場室蘭支場機能縮小 [18.4.1] 3 機関 天北農業試験場(支場化) 大阪事務所・名古屋事務所(支所化)	見直し 〔統合〕 ・札幌3道税務所 ・小児総合保健センターと札幌肢体不自由児総合療育センター 〔廃止〕 野幌森林公園事務所 〔設置〕 北方建築総合研究所構造計算適合性判定センター 〔具体化〕 廃止 ・釧路高等看護学院 ・シンガポール事務所 ・苫小牧地方環境監視センター	【具体化】 廃止 ・中央乳児院	【拡大】 新たな民間開放推進計画に基づく出先機関等の統廃合の加速	総務部 人事局 人事課
・地方独立行政法人制度の積極的な推進 試験研究機関の地方独立行政法人化に向けた検討 〔H17・18〕 独法化検討 〔検討対象機関〕 28試験研究機関 ↓ 試験研究機関の地方独立行政法人化に向けた取り組みの推進	[平成17年度] 「地方独立行政法人制度検討推進会議」設置 試験研究機関のグルーピングを検討（科学技術振興課） [平成18年度] 道立試験研究機関における今後の運営の仕組みや研究の推進方法等検討	試験研究機関の改革及び地方独立行政法人制度導入に関する方針の策定 方針の概要 ・26機関のうち22機関を単一の法人(一般型)として設置 ・平成22年4月を目標	【具体化】 策定した方針に基づく取り組みの推進	法人化	総務部 行政改革局 参事
・教育委員会所管機関の見直し 組織の再編整備 〔H17;あり方検討〕 〔検討対象機関〕 17機関	[平成18年度] 見直し ・指定管理者制度導入 ; 青年の家、少年自然の家(5機関) [機関数] ・H18.4.1～17機関 (直営の公の施設含む)	見直し [機関数] H19.4.1～11機関 (直営の公の施設含む) 〔廃止〕 ・教職員検診センター	【拡大】 更なる委託業務の拡大等に向けた検討		教育庁
・道立学校の適正配置 道立高校の適正配置 〔H17; 指針検討〕 〔H18; 指針策定〕	[平成17年度] 新たな「高校教育に関する指針」(素案)策定 [平成18年度] 新たな「高校教育に関する指針」策定	配置計画策定 (H20～22年度) ・適正な高校配置を推進	【具体化】 毎年度見直しの上、推進		教育庁

推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間（平成17年度～26年度）				担当部署												
	改革工程表（集中改革期間）																
	平成17～18年度（実績）	平成19年度	平成20年度	平成21年度													
推進期間	平成22～26年度																
組織機構の見直し																	
<p>・警察署、交番・駐在所の見直し</p> <p>警察署等の再編 〔H17～全道的な治安水準の均衡等を考慮した体制の整備〕</p>	<p>〔平成17年度末〕 廃止～交番1カ所、駐在所3カ所 形態変更～交番 駐在所；1カ所 駐在所 交番；1カ所</p> <p>〔平成18年度末〕 新設～交番2カ所 廃止～交番11カ所、駐在所1カ所 形態変更～交番 駐在所；1カ所</p> <p>〔機関数〕</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>警察署</td> <td>交番</td> <td>駐在所</td> </tr> <tr> <td>18.4.1</td> <td>69署</td> <td>323箇所</td> <td>434箇所</td> </tr> <tr> <td>19.4.1</td> <td>69署</td> <td>312箇所</td> <td>435箇所</td> </tr> </table>		警察署	交番	駐在所	18.4.1	69署	323箇所	434箇所	19.4.1	69署	312箇所	435箇所	全道的な治安水準の均衡等を考慮した体制の整備			警察本部
	警察署	交番	駐在所														
18.4.1	69署	323箇所	434箇所														
19.4.1	69署	312箇所	435箇所														
支庁組織等の見直し																	
<p>・事務事業の見直し等による組織のスリム化の徹底</p> <p>組織のスリム化の徹底 〔H17:事務事業の見直し等や部課の統廃合〔現行(全支庁)62部174課〕〕 〔H18:部課の再編〕〕</p>	<p>〔平成17年度〕 部課の統廃合 ・部課数(H18.4.1) 支庁 28部、144課</p> <p>〔平成18年度〕 事務事業の見直しによる組織のスリム化</p>	事務事業の見直しによるスリム化の徹底	【拡大】 事務事業の見直しによるスリム化の加速		総務部 人事局 人事課												
<p>・「支庁制度改革プログラム」を踏まえた支庁組織の見直し</p> <p>地域生活経済圏を基本とした支庁所管区域の再編 〔H17:検討〕</p> <p>↓</p> <p>「新しい支庁の姿」を踏まえた支庁所管区域の見直し</p>	<p>〔平成17年度〕 6月及び11月に論点整理を取りまとめるとともに、市町村等への意見照会結果などを踏まえ検討</p> <p>〔平成18年度〕 6月に「新しい支庁の姿(骨格案)」を取りまとめ、道民及び市町村への意見照会、地域意見交換会を開催するとともに、その結果などを踏まえ検討</p>	新しい支庁の姿(原案)の作成 H19.11	「新しい支庁の姿」を踏まえた支庁所管区域の見直し ・検討		企画 振興部 地域 主権局 (総務部 人事局 人事課)												
<p>支庁再編に併せた支庁組織の見直し 〔H17:検討〕</p> <p>↓</p> <p>「新しい支庁の姿」を踏まえた支庁組織の見直し</p>	支庁再編に併せた支庁組織の検討	地域意見交換会の開催 H19.12～ H20.1	「新しい支庁の姿」を踏まえた支庁組織の見直し ・検討		総務部 人事局 人事課(企画 振興部 地域 主権局)												
<p>支庁所在地に変更のあった地域に「地域行政センター(仮称)」を設置 〔H17:検討〕</p> <p>↓</p> <p>支庁所在地に変更のあった地域に「振興局(仮称)」を設置</p>	<p>〔平成17年度〕 6月及び11月に論点整理を取りまとめるとともに、市町村等への意見照会結果などを踏まえ検討</p> <p>〔平成18年度〕 6月に「新しい支庁の姿(骨格案)」を取りまとめ、道民及び市町村への意見照会、地域意見交換会を開催するとともに、その結果などを踏まえ検討</p>	新しい支庁の姿(案)の作成	支庁所在地に変更のあった地域に「振興局(仮称)」を設置 ・検討		企画 振興部 地域 主権局 (総務部 人事局 人事課)												
<p>・支庁の出先機関及び地方機関の見直し</p> <p>統廃合の推進 〔H17:あり方検討〕 〔現行〕 出先機関 117機関 地方機関 120機関 〔H18:統廃合〕</p>	<p>あり方検討</p> <p>統廃合 ・廃止；防災ダム建設事務所(H18.3.31) ・統合；農業改良普及センター(H18.4.1)</p>	支庁再編に併せた出先機関の抜本的な見直し 〔機関数(H19.4.1)〕 ・出先機関 62機関 ・地方機関 133機関	【前倒】 支庁制度改革に関わらず、見直しを加速		総務部 人事局 人事課												
<p>・教育局組織の見直し</p> <p>支庁所管区域の再編に併せた教育局の再編 〔H17:検討〕</p> <p>↓</p> <p>「新しい教育局の姿」を踏まえた教育局の見直し</p>	あり方検討		「新しい教育局の姿」を踏まえた教育局の見直し ・検討		教育庁												


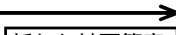

推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間（平成17年度～26年度）				推進期間 平成22～26年度	担当部局
	改革工程表（集中改革期間）					
	平成17～18年度（実績）	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
関与団体の見直し	関与団体の自立化の促進					
・「関与団体見直し計画」の策定及び推進 〔H17:検討・策定推進〕 〔現行〕 団体数 165団体 派遣職員数 136名 ↓ 「関与団体見直し計画」の推進	[平成17年度] 「関与団体見直し計画」の策定 [平成18年度] 指定管理者制度の導入(H18.4.1) ・25団体 31施設 団体数等(H18.8.1) ・団体数 136団体 ( 29団体、 18%) ・派遣職員数 69人 ( 67人、 49%)	毎年度の関与団体 点検評価で計画の 推進状況を把握 【前倒】 年次別「実施計画」に位置づけられている全ての項目について、前倒すよう点検評価を実施 【拡大】 H21目標を見直し	〔目標〕 団体数 30% 派遣職員数 80% ↓ 〔前倒・拡大〕 〔目標〕 団体数 30% 派遣職員数 80% 〔H21目標〕 団体数 40% 派遣職員数 90% ↓ 【具体化】 新計画(H22～)策定 ・H26目標値の設定			総務部 行政 改革局 行政 改革課 新計画の推進



推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間（平成17年度～26年度）				推進期間 平成22～26年度	担当部署
	改革工程表（集中改革期間）					
	平成17～18年度（実績）	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
公営企業等の見直し						
公営企業の見直し						
・病院事業 病院事業に関する新たな計画の策定及び推進 〔H17:あり方、運営形態の検討（現行 7病院）〕 ↓ 「北海道病院事業に関する次期計画」の策定及び推進	[平成17年度] 北海道病院事業に関する次期計画検討委員会（部内検討組織）設置、検討 [平成18年度] 北海道病院事業に関する次期計画検討協議会（部会検討組織）設置、検討	パブリックコメント 【具体化】 北海道病院事業に関する次期計画を19年度中に策定	推進（概ね5年間）		経営形態の見直し等による自立的な経営体制の構築	保健福祉部道立病院管理局
・電気事業 道営電気事業のあり方検討 〔民間移管の可能性を視野に入れた事業のあり方の検討〕 ↓ 「道営電気事業のあり方に関する報告書」答申を踏まえた検討	[平成17年度] 「道営電気事業あり方検討委員会」設置 第1回検討委員会の実施 [平成18年度] 中間報告 道民意見募集 「道営電気事業のあり方に関する報告書」答申（H19.1.31）	答申を踏まえ、民間譲渡について、関係機関との事前打合せや具体的な課題の検討を実施				企業局
組織機構の効率化 〔管理事務所統合の検討〕	鷹泊発電管理事務所と天塩川発電管理事務所の統合を行うため、具体的方策を検討するとともに、河川管理者等関係機関との協議を実施	鷹泊発電管理事務所と天塩川発電管理事務所の統合委託業務の拡大等について検討				
・工業用水道事業 経営健全化計画の実施 〔H17:国との協議 H18:推進〕	[平成17年度] 経営健全化計画の変更（つなぎ期間の延長） [平成18年度] 経営健全化計画の変更(確定版) 経営健全化計画の実施	計画の推進 ・需要の開拓 ・料金の適正化 石狩工水の料金 50円 55円 〔計画期間 平成18年度～平成26年度〕				企業局
道営事業の見直し						
・競馬事業 北海道競馬の今後のあり方 〔H17:国との協議 H18:実施〕 ↓ 「北海道競馬改革ビジョン」の策定及び推進	[平成17年度] 北海道競馬の今後のあり方に関する方針を決定 ・当面、3年間で限度に継続 ・H17の最終赤字額の半減 ・単年度収支を均衡 [平成18年度] 赤字縮減に向けた発売拡大対策、経費削減 ・南関東競馬との連携強化 ・開催業務の民間委託化 等	【具体化】 「北海道競馬改革ビジョン」策定 ・産地を主体とした競馬実施体制の確立 ・競馬場の集約化 ・開催経費の大幅削減	ビジョンの推進 ・赤字体質からの脱却 ・馬産地の更なる活性化 等		平成22年度まで	農政部 農政課
地方公社の見直し						
・北海道土地開発公社 経営健全化の推進 〔H17:方策の見直し H18:経営健全化方策の推進 〔長期保有地の処分促進など〕〕	[平成17年度] 「方策（フォローアップ）」の策定 [平成18年度] 経営健全化方策の推進（長期保有地の処分促進など）				H22 経営健全化方策見直し等の検討	建設部 総務課
・北海道住宅供給公社 事業計画(特定調停時)の推進 〔着実な実行〕	事業計画の着実な実行（計画期間：平成16年度～平成26年度）					建設部 住宅局 住宅課

推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間（平成17年度～26年度）				推進期間 平成22～26年度	担当部局																
	改革工程表（集中改革期間）																					
	平成17～18年度（実績）	平成19年度	平成20年度	平成21年度																		
定員管理及び給与の適正化等																						
定員管理																						
・職員数の適正化の推進																						
知事部局 〔推進〕 H17:職員数適正化計画の改定 〔現行〕 職員数 19,489人 〔適正化計画〕 削減率 30%(10年)	職員数適正化計画の改定 〔職員数〕	推進			削減目標 (H22.4.1) 22% 職員数見込 15,200人程度	総務部 人事局 人事課																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>職員数</th> <th>増減数</th> <th>増減率 (累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17.4.1</td> <td>19,489人</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H18.4.1</td> <td>19,074人</td> <td>415人</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>H19.4.1</td> <td>17,516人</td> <td>1,558人</td> <td>10.1%</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)	H17.4.1	19,489人	-	-	H18.4.1	19,074人	415人	2.1%	H19.4.1	17,516人	1,558人	10.1%		計画改定		加速	
年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)																			
H17.4.1	19,489人	-	-																			
H18.4.1	19,074人	415人	2.1%																			
H19.4.1	17,516人	1,558人	10.1%																			
各種委員会等 〔推進〕 現行 職員数 274人	〔職員数〕 ・議会事務局、 各種委員(会)事務局	推進			H22.4.1 職員数見込 250人程度	議会事務局 各種委員 (会)事務局																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>職員数</th> <th>増減数</th> <th>増減率 (累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17.4.1</td> <td>274人</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H18.4.1</td> <td>260人</td> <td>14人</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>H19.4.1</td> <td>266人</td> <td>6人</td> <td>2.9%</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)	H17.4.1	274人	-	-	H18.4.1	260人	14人	5.1%	H19.4.1	266人	6人	2.9%		H26職員数見込みを推計			
年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)																			
H17.4.1	274人	-	-																			
H18.4.1	260人	14人	5.1%																			
H19.4.1	266人	6人	2.9%																			
教育庁 〔推進〕 H17:職員数適正化計画の策定 〔現行〕 職員数 1,091人 〔適正化計画〕 削減率 15%(10年)	職員数適正化計画の策定 〔職員数〕	推進			削減目標 (H22.4.1) 12% 職員数見込 960人程度	教育庁																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>職員数</th> <th>増減数</th> <th>増減率 (累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17.4.1</td> <td>1,091人</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H18.4.1</td> <td>1,066人</td> <td>25人</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>H19.4.1</td> <td>1,023人</td> <td>43人</td> <td>6.2%</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)	H17.4.1	1,091人	-	-	H18.4.1	1,066人	25人	2.3%	H19.4.1	1,023人	43人	6.2%		計画改定		加速	
年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)																			
H17.4.1	1,091人	-	-																			
H18.4.1	1,066人	25人	2.3%																			
H19.4.1	1,023人	43人	6.2%																			
学校職員 〔推進〕 標準法に基づく 適正な教職員の 配置 〔現行〕 学校職員数 49,064人	〔職員数〕	標準法に基づく 適正な配置			H22.4.1 職員数見込 46,300人程度																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>職員数</th> <th>増減数</th> <th>増減率 (累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17.4.1</td> <td>49,064人</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H18.4.1</td> <td>48,544人</td> <td>520人</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>H19.4.1</td> <td>48,250人</td> <td>294人</td> <td>1.7%</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)	H17.4.1	49,064人	-	-	H18.4.1	48,544人	520人	1.1%	H19.4.1	48,250人	294人	1.7%		H26職員数見込みを推計			
年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)																			
H17.4.1	49,064人	-	-																			
H18.4.1	48,544人	520人	1.1%																			
H19.4.1	48,250人	294人	1.7%																			
警察本部 〔推進〕 政令定数等に 基づく配置 〔現行〕 警察官数 10,220人 〔現行〕 その他の職員数 1,362人	〔職員数〕 ・警察官	政令定数等に 基づく配置			H22.4.1 警察官数見込 10,250人程度 H22.4.1 その他職員数 見込 1,300人程度	警察本部																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>職員数</th> <th>増減数</th> <th>増減率 (累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17.4.1</td> <td>10,220人</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H18.4.1</td> <td>10,202人</td> <td>18人</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>H19.4.1</td> <td>10,325人</td> <td>123人</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)	H17.4.1	10,220人	-	-	H18.4.1	10,202人	18人	0.2%	H19.4.1	10,325人	123人	1.0%	定員増 150人				
年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)																			
H17.4.1	10,220人	-	-																			
H18.4.1	10,202人	18人	0.2%																			
H19.4.1	10,325人	123人	1.0%																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>職員数</th> <th>増減数</th> <th>増減率 (累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17.4.1</td> <td>1,362人</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H18.4.1</td> <td>1,363人</td> <td>1人</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>H19.4.1</td> <td>1,342人</td> <td>21人</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)	H17.4.1	1,362人	-	-	H18.4.1	1,363人	1人	0.1%	H19.4.1	1,342人	21人	1.5%		H26職員数見込みを推計			
年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)																			
H17.4.1	1,362人	-	-																			
H18.4.1	1,363人	1人	0.1%																			
H19.4.1	1,342人	21人	1.5%																			
企業局 〔推進〕 現行 職員数 103人	〔職員数〕	推進			H22.4.1 職員数見込 96人程度	企業局 (普通会計外)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>職員数</th> <th>増減数</th> <th>増減率 (累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17.4.1</td> <td>103人</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H18.4.1</td> <td>102人</td> <td>1人</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>H19.4.1</td> <td>97人</td> <td>5人</td> <td>5.8%</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)	H17.4.1	103人	-	-	H18.4.1	102人	1人	1.0%	H19.4.1	97人	5人	5.8%		H26職員数見込みを推計			
年月日	職員数	増減数	増減率 (累計)																			
H17.4.1	103人	-	-																			
H18.4.1	102人	1人	1.0%																			
H19.4.1	97人	5人	5.8%																			

推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間（平成17年度～26年度）				推進期間 平成22～26年度	担当部局
	改革工程表（集中改革期間）					
	平成17～18年度（実績）	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
給与の適正化等の推進						
・給与等の適正化 給与の適正化 〔適正化 早期に見直すもの ・初任給1号俸上積み措置の廃止 ・特殊勤務手当の見直し ・特地区局等の指定基準の見直し協議 給与構造の見直しを踏まえ検討するもの ・給料表の号俸増設 ・特別昇給など今後検討するもの ・住居手当等の独自措置 ・技能労務業務のあり方など〕	[平成17年度] 初任給1号俸上積み措置の廃止(H18.4.1施行) 特殊勤務手当について見直し(H18.4.1施行) ・知事部局 廃止4手当、支給基準の見直し7手当、新設1手当 ・教育委員会 廃止4手当、支給基準の見直し4手当 ・警察本部 廃止2手当、支給基準の見直し4手当 ・企業局 廃止2手当 特地区局等の指定基準の見直し協議について職員団体と合意(H18年度中改正) [平成18年度] 特地区局等の指定基準の見直し(H19.4.1施行)	住居手当等の見直し  技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針の検討	【具体化】 方針に基づく検討・具体化			総務部 人事局 人事課  教育庁  警察本部  企業局 (普通会計外)
人事委員会勧告を踏まえた見直し 〔H17:見直し H18:見直し内容 ・給料表等の見直し ・地域手当の新設 ・勤務実績の給与への反映〕	[平成17年度] 人事委員会勧告を踏まえた給料表等の見直し、地域手当等の新設(H18.4.1施行) 勤務実績の給与への反映について段階的实施(H18.4.1施行) [平成18年度] 管理職手当の定額化 本庁課長級以上の職員についてH19年6月勤勉手当から勤務実績を反映	一般職員について、勤務実績の給与への反映について検討	【具体化】 一般職員の勤勉手当について勤務実績を反映			総務部 人事局 人事課  教育庁  警察本部  企業局 (普通会計外)
・給与の独自縮減措置（再掲） 〔H18～19: 給料月額10%、管理職手当、期末・勤勉手当の縮減等〕	[平成18年度] 独自縮減措置（給料月額、管理職手当、期末・勤勉手当の縮減等）の実施(H18.4.1～H20.3.31)	独自縮減措置（給料月額、管理職手当、期末・勤勉手当の縮減等）の実施 行政委員に係る月額報酬の縮減措置の実施	新たな独自縮減措置 〔給料月額、管理職手当、期末・勤勉手当の縮減等〕		H23まで	総務部 人事局 人事課  教育庁  警察本部  企業局 (普通会計外)
・福利厚生事業の見直し 〔互助会事業に対する補助の抜本的な見直し H17:検討 H18:平成18年度互助会補助金の凍結〕	[平成18年度] 補助対象事業、給付水準などについて見直し検討(H17～19) 互助会補助金の凍結(H18～19)	補助対象事業給付水準などについて見直し検討 互助会補助金の凍結(H18～19)	補助対象事業・給付水準などについて見直し検討及び実施 補助金の凍結			総務部 人事局 職員厚生課  教育庁 警察本部

推進項目 〔H17現行値等〕	推進期間(平成17年度～26年度)				推進期間 平成22～26年度	担当部局
	改革工程表(集中改革期間)					
	平成17～18年度(実績)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
人材育成の推進						
人材育成の推進						
・「新・北海道職員等人材育成基本方針」に基づく取組みの推進						
「北海道職員人材育成推進計画」の策定及び推進 〔H17:検討策定 H18:推進 ・能力向上支援システムの構築 ・自己啓発への支援 ・職場研修の推進 ・職場外研修の充実〕  「北海道職員人材育成推進計画」の推進	[平成17年度] 「北海道職員人材育成推進計画」の策定(H18.2) [平成18年度] 「北海道職員人材育成推進計画」の推進	「北海道職員人材育成推進計画」の推進	 新たな計画策定・計画期間の見直し(21-26)	新計画の推進		総務部 人事局 人事課

( 平成19年度までに取組みを終えた項目 )

推進項目	実施計画等	推進状況
行財政運営システムの見直し等		
道民参加の促進等		
・情報公開と道民参加の促進		
広報誌の発行手法の見直し	年6回発行 〔 現行(H17) 〕 ・年2回発行 ・A4版	H17; 広報誌発行手法の見直し方針の決定 〔 ・A4版 〕 → 〔 ・タブロイド版 〕 ・年2回発行 ・各戸配付 見直し ・年6回発行 ・新聞折込等 H18; 見直し方針に基づく広報誌の発行 広告掲載の実施(H19.1月~)
ホームページのバリアフリー化の推進	操作の統一などホームページの利便性の向上	H17; コンテンツ管理システムの導入 ウェブサイト運営組織の設置 H18; リニューアルオープン(H18.5.15) ・各ガイドラインの普及を通じたウェブアクセシビリティやウェブユーザビリティの啓蒙 ・各課のコンテンツを段階的に移行 ・携帯電話向けサイトのコンテンツ、機能を充実
事務・事業の見直し		
事務事業の見直し		
・定期的な事務事業の一斉点検の実施	実施(H18~H19)	H18; 道の行う全ての分掌事務を対象に「道政の守備範囲」及び「事務処理方法」について点検 H20年度から、予算事業とともに、事務事業評価において実施予定。
ICT化による省力化・事務効率化の推進		
・電子道庁の構築の推進		
自動車保有関係手続きのワンストップサービス化	システム導入準備(H17) 運用(H19)	当該システムの導入には、多額の予算が必要であることから、厳しい道の財政状況を考慮し、平成18年度から開発を凍結。
電子決済機能(MPN)の整備	システム導入準備(H17) 運用(H19)	当該システムは自動車保有関係手続きのワンストップサービス化と同時に導入されるものであり、同様に開発を凍結。
民間開放等の推進		
民間開放の推進		
・管理運営を委託している公の施設への指定管理者制度の導入	条例改正、導入準備(H17) 移行(H18)	H17; 各施設の設置条例改正 導入対象外3施設(太陽の園、白糠学園、福祉村)を民間移管 H18; 39施設に指定管理者制度を導入 (公募33施設、市町村指定6施設)
事務事業の民間開放		
・技能労務業務の委託化の徹底	技能労務の見直し方針(H17)	H17; 見直し方針の策定 (H20年度までに徹底~委託困難な業務については、受託先確保後、順次委託。)

推進項目	実施計画等	推進状況
<b>組織機構の見直し</b>		
本庁機構の見直し		
・職制の見直し	局制の導入(H18)	H17；本庁各部に局制を導入 ・設置局数(H18.4.1) 知事部局 29局 教育委員会 4局
出先機関等の見直し		
・地方独立行政法人制度の積極的な推進		
札幌医科大学の地方独立行政法人化の推進	移行準備(H17～H18) 法人化(H19)	H17；H18第1回北海道議会定例会で議決 ・北海道公立大学法人医科大学定款 ・北海道公立大学法人医科大学に承継させる権利 ・北海道地方独立行政法人評価委員会条例 H18；H19第1回北海道議会定例会で議決 ・職員の範囲を定める条例 ・重要な財産を定める条例等 H19；法人化
<b>公営企業等の見直し</b>		
公営企業の見直し		
・電気事業		
発電所運転監視業務の委託	委託検討(H17) 実施(H18)	H17；発電中央制御機器改良工事の実施 H18；発電所運転監視業務を委託(H18.4.1)
・工業用水道事業		
未稼働資産等の整理 (苫東工水)	国との協議(H17) 実施(H18)	H17；ダム基本計画の変更等に係る協議 H18；二風谷ダム使用権に係る合意(国負担額) ダム基本計画変更案に対する知事意見回答 未稼働資産の処理
未稼働資産等の整理 (石狩工水)	国との協議(H17) 実施(H18)	H17；ダム基本計画変更案に対する知事意見回答 H18；未利用資産の処理
<b>定員管理及び給与の適正化等</b>		
給与の適正化等の推進		
・旅費制度の見直し		
出張形態や旅行実態などに応じた旅費支給基準の見直し	見直し(H17) 見直し内容(H18) ・内国旅行に係る航空賃の実費支給 ・単身赴任者の自宅に宿泊した場合の宿泊料の調整 検討(H19) ・日当、日額旅費の見直し	H17；日額旅費の支給基準を50kmから100kmに見直し (警察本部：11月) 内国旅行に係る航空賃の実費支給に係る改正 (H18.4.1施行) 単身赴任者が自宅に宿泊した場合の宿泊料の調整 に係る改正(H18.4.1施行) H18；日当や日額旅費の支給基準等について検討 (知事部局等) H19；旅費制度(旅費定額、日額旅費等)の見直し
<b>人材育成の推進</b>		
人材育成の推進		
・研修業務の包括的アウトソーシングの導入	検討(H17) 導入(H18)	H17；研修業務の包括的アウトソーシングの導入検討 H18；研修業務の包括的アウトソーシングの導入

## 第2 財政構造改革に向けた取組み

### 第1章 財政立て直しの基本的考え方

#### 1 基本的考え方

道財政は、平成18年度と19年度の2か年間を集中対策期間として、聖域なき歳出削減と歳入確保に取り組んだ結果、1,800億円に上る収支不足額の解消を図り、現段階における赤字再建団体への転落は回避できたところです。

しかしながら、その後の歳入・歳出両面における様々な要因により、現時点において、更なる収支不足額の拡大が見込まれる現状にあります。

このため、「新たな行財政改革の取組み」における、残された今後7年間の推進期間の中で、行財政構造改革を確実なものとするため、歳入・歳出全般にわたる様々な対策を実施し、概ね収支の均衡がとれる財政運営を進めながら、赤字再建団体への転落を回避するとともに、行財政構造改革の取組みを加速し、持続可能な行財政構造の確立を図ります。

また、経済活性化の「芽」を育て、根付かせ、民間主導による自立型の経済への転換を図るとともに、住んでいる人が未来に夢と希望を持つことができる持続可能で活力ある地域づくりに向けた取組みを着実に展開していきます。

#### 2 取組みの視点

今後の取組みは、引き続き、「新たな行財政改革の取組み」の「第2 財政構造改革に向けた取組み」に掲げた視点に沿って、これまでの道庁の仕事のやり方などを抜本的に見直し、歳入・歳出全般にわたる構造改革を推進していきます。

特に、道財政の構造的な収支不足の大きな要因となっている道債償還費の縮減を最優先の課題として取り組みます。

また、地方交付税等の大幅な削減などにより、地域間の財政力格差が拡大していることから、税収格差の是正はもとより、地方交付税総額の増額や道の実態を踏まえた算定方法の見直しなどについて、全国知事会など関係団体とも連携し、国に対して強く要請していきます。

投資的経費の計画的な縮減や行財政構造改革の取組みの加速化などによる行政改革推進債を含めた新規道債発行の抑制

財政負担が可能な範囲での「選択と集中」の視点に立った社会資本整備の推進  
地方分権時代に対応した、国・道・市町村との役割分担の見直し及び自律的・主体的な取組みの促進

「民間にできることは民間に」との視点に立った民間開放等の推進  
簡素で効率的な「働く道庁」を実現するための徹底した経費の節減と事務・事業の抜本的な見直しによる組織のスリム化

公平・平等の原則に基づく「費用と負担」のあり方の抜本的な見直し

不急な事業の休廃止など、より「選択と集中」の視点に立った施策の重点化と財源の重点配分

道庁が持っている資源や機能の有効活用による道民サービス向上策の検討

### 3 地域の活性化に向けた取組み

北海道が将来に向けて夢と希望を持ち続けられる地域であるためには、道民の皆様が、それぞれの地域に誇りと愛着を持って生き生きと暮らしていける環境づくりを進めていくことが必要です。

このため、地域と経済の活力を維持・向上させる取組みを、全庁挙げて総合的に進めていきます。

#### (1) 地域の自立と再生に向けた取組みの強化

人口減少・少子高齢化が進行するなか、将来に向けて持続可能で活力ある地域づくりを進めることが、急務となっています。

このため、住民、NPO、企業、行政など多様な主体が補い合い、支え合う「連携と相互補完」の考え方に立ち、地域ごとの個性や特色を生かした政策を展開し、地域の自立と再生を支援していきます。

- ・地域の「政策の展開方針（仮称）」を策定し、地域ごとの目指す姿や重点的に推進する政策を明らかにし、地域が一体となった取組みを推進
- ・地域再生チャレンジ交付金制度を本格実施し、地域格差の是正に向けた地域自らの取組みを支援
- ・地域政策総合補助金による地域課題の解決・地域活性化等の取組みの支援を充実
- ・多様な主体が協働した地域づくりの核となる地域力の担い手を育成
- ・地域の自立と再生に向けた取組みを総合的に支援するため、地域振興専任の参事監、地域づくり支援局を設置

#### (2) 道民の暮らしを支える地域産業の振興

地域経済の活性化

本道の自立に向けては、個性あふれる元気で持続可能な地域経済・産業活動の実現が不可欠です。

このため、「地域経済活性化ビジョン」を策定し、「付加価値」向上、「連携・協働」、「環境との好循環」の3つの戦略方向に沿って、地域の特性や活性化の芽を活かした産業の振興に地域の皆様と一体となって取り組みます。

- ・産業振興条例に基づき、中小企業応援ファンドなどを活用しながら中小企業の研究開発・事業化に向けた取組みを支援
- ・「食」の付加価値向上と、国内外への販路を拡大
- ・地域特性を活かした個性ある観光地づくりの推進



- ・自動車関連産業等の立地促進に合わせ地場企業の参入を促進
- ・地域資源を活かした新産業・新事業を創出
- ・「雇用創出基本計画」に基づき地域の雇用を創出

#### 建設業振興の基本方針と関連対策

地域の経済・雇用を支え、道民の安全な暮らしに貢献する本道の建設業が、今後とも「技術と経営に優れた企業」として成長していけるよう、意識や経営などの改革に取り組みます。

このため、社会・経済状況の変化を踏まえた建設業の進むべき方向を示した「北海道建設業振興計画（仮称）」を策定し、公正な市場環境づくりに努めるとともに、行政と建設業界が連携して、経営の改革等に取り組む意欲ある企業に対する支援策を強化します。

- ・建設業の総合的な相談窓口を設置し、相談支援体制を充実
- ・建設業の経営戦略指導、合併・企業連携など経営体質を強化
- ・建設業の新分野進出に対する取組みを支援
- ・経営体質強化・新分野進出に向けて人材を育成

### （３）必要な社会資本の着実な整備

厳しい財政状況のなか、北海道の将来にとって必要な社会資本の整備を推進するためには、より一層、「選択と集中」の観点に立ち、限られた財源を効果的に活用して、必要性・優先性の高い事業を戦略的に進める必要があります。

このため、「新たな社会資本整備の方針」を策定し、今後概ね10年を見据えた社会資本整備の基本的な考え方や、全道レベル、地域レベルの両方の視点から優先度の高い施策・事業を明らかにして、本道において必要とされる社会資本の着実な整備を図ります。

## 第2章 構造改革に向けた取組み

### 1 経費別の取組内容

#### (1) 人件費

新たな給与の独自縮減措置（H20～H23）

組織機構の見直し [ 行革関連再掲 ]

ア 民間等との役割分担の明確化の視点に基づく出先機関の統廃合

イ 類似業務の見直しなどによる本庁組織の見直し

ウ 「支庁制度改革プログラム」を踏まえた支庁組織の見直し

エ 全道的な治安水準の均衡等を考慮した警察署、交番・駐在所の見直し

職員数の適正化の推進 [ 行革関連再掲 ]

ア 事務事業・組織等の見直しなどによる職員数適正化の推進

イ 標準法に基づく適正な教職員の配置、平成18年度に策定した「新たな  
高校教育に関する指針」に基づく適正な道立高校の配置

給与の適正化等の推進 [ 行革関連再掲 ]

給与の適正化及び人事委員会勧告を踏まえた給与構造の見直し

人件費財源の確保

ア 公共事業に係る人件費率の引上げに向けた国への要請

イ 道が受託する事業に係る人件費への充当について、国などの委託者への  
要請

民間開放等の推進 [ 行革関連再掲 ]

ア 公の施設のあり方検討

イ 民間ノウハウの活用による業務委託の推進

#### (2) 社会資本整備事業費（公共事業費、投資単独事業費）

「選択と集中」の視点に立った社会資本整備の推進、コストの縮減

ア 新たな社会資本整備の方針に基づく、戦略的・効果的な整備と効果的・  
効率的な維持管理

イ 公共事業等に係るコスト縮減の継続的取組み

公共事業の見直し

ア 道負担の少ない事業・工種へのシフトによる、可能な限りの事業量の  
確保

イ 補助事業費

市町村事業との役割分担の明確化

ウ 国直轄事業負担金

制度廃止に向けた国への要請

特別対策事業及び公共関連単独事業

ア 事業の一層の重点化・効率化とコストの縮減

イ 公物管理業務の効率化

#### 施設等建設事業費

- ア 平成26年度までの間は、原則として、平成19年度予算における道負担額の範囲内で、重点的・効率的に実施することとし、必要な修繕を行うことにより可能な限り長寿命化
- イ 民間水準を勘案した建設費のコストの縮減  
施設整備・管理等における民間ノウハウの導入 [ 行革関連再掲 ]  
道有施設へのFM及びESCO事業の導入検討  
住民との協働による社会資本の維持管理

### (3) 義務的経費

#### 道債償還費

- ア 金利5%以上の財政融資資金等の繰上償還の実施
- イ 償還に支障が生じない範囲での歳出平準化対策の実施
- ウ 発行手数料の引下げに向けた証券会社及び銀行等への要請
- エ 道債発行条件及び償還方式等の見直しの検討  
老人医療費等の適正化  
「北海道医療費適正化計画」(仮称)に基づく取組みによる適正化対策の推進  
介護保険給付費の適正化  
在宅施策の充実と併せて入所から在宅への誘導、保険者である市町村等に対する適正なサービス提供の実施などに関する検証及び改善指導、介護サービス事業者に対する介護保険給付費請求の適正化指導の実施  
国民健康保険事業の安定化  
「市町村国民健康保険運営安定化支援計画」に基づく、市町村国保財政の安定化に向けた取組みの実施  
超過負担の解消  
特定疾患医療費など国庫補助事業に係る超過負担の解消に向けた国への要請  
被服貸付規程の見直し  
被服貸付品の更新期間の延長や品目の見直しなど被服貸付規程の見直し

### (4) 施設等維持管理費

- 庁舎管理コストの引下げ  
庁舎冷暖房の一部停止や暖房運用の厳格化、庁舎の清掃及び警備委託業務水準の引下げ  
公用車の効率的運用による経費の縮減  
集中管理による管理台数の縮減、軽自動車の導入  
非常勤職員、臨時職員の必要最小限の任用

職員公宅の集約化

土地利用率の低い公宅などの集約化による維持管理費の縮減

#### (5) 一般施策事業費

P D C A サイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムの導入 [ 行革関連再掲 ]

ア フルコストに基づく政策評価の導入と実施

イ 予算・組織編成手続きの見直し

道単独補助金などの縮減・廃止

ア いわゆる上置補助金や時限を設定している事業  
施策目的を達成したものから廃止

イ 民間や市町村の取組みを促す奨励的補助金  
役割分担や政策の達成状況などを踏まえた上での縮減

ウ 団体に対する補助金

団体の自立化を促進する観点から見直し及び縮減

施策の重点化と不急な事業の休廃止、凍結の検討

より「選択と集中」の視点に立った施策の重点化と不急な事業の休廃止

「新生北海道」の実現に向けた取組みの加速

地域の自立と経済の活性化に向けた質の高い政策の構築、「知恵と工夫」

をこらした多様な政策手法の検討

関与団体の自立化の推進 [ 行革関連再掲 ]

「関与団体見直し計画」の前倒し

公営企業等の見直し [ 行革関連再掲 ]

経営基盤の強化及び経営の健全化・効率化、民間への事業譲渡等の検討

ア 「北海道病院事業に関する次期計画」の策定及び推進

経営形態の見直し等による自立的な経営体制の構築

イ 「北海道競馬改革ビジョン」の策定及び推進

産地を主体とした競馬実施体制の確立、競馬場の集約化、開催経費の大幅削減

#### (6) 歳入確保の取組み

地方交付税総額の増額並びに地方交付税制度による財源調整・保障機能の強化

ア 地方交付税総額の増額をはじめ、地方交付税の有する財源保障機能及び財源調整機能の堅持・強化に向けた国への要請

イ 老人医療費など交付税算入率が低いものに関する制度改正の要望

## 道税収入の確保

- ア 市町村との協働による個人道民税の徴収強化及び自動車税の徴収強化
- イ 不正軽油の取締り強化
- ウ 多様な徴税手法の検討
- エ 税収格差の是正に向けた国への要請

### 使用料・手数料の見直し

- ア フルコスト算定を基本とした見直し
- イ 負担の公平性等の観点から新たな手数料の設定
- ウ 公の施設に係る減免規定の見直しの検討
- エ 道有施設に係る駐車場料金等の見直し検討

### 財産収入の確保 [ 行革関連再掲 ]

- ア 土地や建物などの道有資産情報の一元管理と遊休資産や株式の売却処分による収入確保
- イ 道有財産の土地や建物などの有料貸出し
- ウ 道有資産の有効活用（ネーミングライツ、広告など）の拡大
- エ 公宅貸付収入の確保

### 諸収入の確保

- ア 宣伝活動の強化などによる宝くじ収益金の確保
- イ 道税収入率の向上等による延滞金収入の確保
- ウ 使用料や貸付金などの収入未済額の解消
- エ 指定管理団体など団体への出資金、出えん金等の引揚げの検討

### 歳入確保対策の推進

政策目的の達成に向けた新たな目的税等の導入検討、寄付金等受入体制の整備など多様な歳入確保策の検討

### 退職手当債の活用

退職者の増加に伴う財政負担の平準化に向けた退職手当債の活用

## 2 新たな収支対策

平成19年度2定補正予算編成後、歳入・歳出両面から、見込み得る変動要素を加味し、今後の収支見通しの精査を行った結果、様々な要因により、収支不足額は、更に拡大する見通しにあります。

このため、「新たな行財政改革の取組み」の残された今後7年間の推進期間の中で、行財政構造改革を確実なものとするため、道債償還費の増嵩などで、とりわけ厳しい財政運営が見込まれる、平成20年度から23年度までの前半期4年間に於いて、概ね収支の均衡がとれる財政運営を進めながら、赤字再建団体への転落を回避するため、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを進め、歳出削減等に取り組むことを基本とします。

なお、投資的経費については、短期間での急激な削減を実施した場合の地域経済への影響などに配慮し、7年間の推進期間において計画的な縮減を図ります。

こうした取組みにより、投資的経費や行政改革推進債などの起債を計画的に圧縮し、新規道債発行の抑制を図ることとし、現行の枠組みを前提として、平成26年度末の道債残高について概ね5兆円程度を目標とします。

### 新たな収支対策の概要（一般財源ベース）

区 分		概 要																					
歳 出	人件費	新たな給与の独自縮減（H23年度までの4カ年の措置） 給料、管理職手当、期末・勤勉手当の縮減など																					
	投資的 経 費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H20</th> <th>H21～26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公共事業費</td> <td>補助事業費</td> <td>11%程度</td> <td>8%程度</td> </tr> <tr> <td>国直轄事業負担金</td> <td>4%程度</td> <td>3%程度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">投資単独 事業費</td> <td>特別対策事業費</td> <td rowspan="2">9%程度</td> <td rowspan="2">7%程度</td> </tr> <tr> <td>公共関連単独事業費</td> </tr> <tr> <td>施設等建設工事費</td> <td>規模継続</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		H20	H21～26	公共事業費	補助事業費	11%程度	8%程度	国直轄事業負担金	4%程度	3%程度	投資単独 事業費	特別対策事業費	9%程度	7%程度	公共関連単独事業費	施設等建設工事費	規模継続	同左
		区 分		H20	H21～26																		
		公共事業費	補助事業費	11%程度	8%程度																		
			国直轄事業負担金	4%程度	3%程度																		
		投資単独 事業費	特別対策事業費	9%程度	7%程度																		
	公共関連単独事業費																						
施設等建設工事費	規模継続		同左																				
道債償還費	高金利の財政融資資金等の繰上償還 新規道債発行の抑制による圧縮																						
その他 歳 出	一般施策事業費及び施設等維持管理費 H20年度は前年度対比 10%程度 H21～23年度は前年度対比 5%程度																						
歳入確保	道税の徴収強化 使用料・手数料等の見直し 遊休資産等の売却促進																						

### 第3章 道財政の中長期収支試算（一般財源ベース）

この試算は、平成20年度当初予算を基準に、現時点で見込み得る変動要素と新たな収支対策を踏まえて推計していますが、今後の国の地方財政対策や情勢の変化などによっては、変動があり得るものです。

なお、現時点で見込まれている各年度の対策後の収支不足額については、毎年度の予算編成や予算執行方法の見直しなどにより、最終的な解消に最大限努めます。

（単位 億円）

項 目		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
歳 出	人 件 費 A	5,620	5,520	5,330	5,300	5,500	5,380	5,290
	投 資 的 経 費 B	1,080	1,020	960	910	850	800	750
	道 債 償 還 費 C	4,440	4,500	4,490	4,590	4,690	4,710	4,590
	義 務 的 経 費 D	4,180	4,200	4,260	4,310	4,360	4,420	4,470
	そ の 他 歳 出 E	1,520	1,440	1,400	1,340	1,340	1,350	1,340
	計 (A+B+C+D+E) F	16,840	16,680	16,440	16,450	16,740	16,660	16,440
歳 入	道 税 ・ 交 付 税 等 G	14,040	14,100	14,140	14,180	14,220	14,260	14,300
	そ の 他 歳 入 H	1,720	1,690	1,690	1,690	1,700	1,700	1,700
	行 政 改 革 推 進 債 I	600	600	500	400	350	150	0
	計 (G+H+I) J	16,360	16,390	16,330	16,270	16,270	16,110	16,000
収 支 不 足 額 (J-K) K	480	290	110	180	470	550	440	
行 財 政 改 革 目 標 L		30	70	100	200	300	400	
歳 出 平 準 化 対 策 M	390	170	50	10	200	190	10	
対 策 後 収 支 不 足 額 (K+L+M) N	90	90	90	90	70	60	50	
年 度 末 道 債 残 高 見 込 み	5.5兆円程度	5.5兆円程度	5.4兆円程度	5.4兆円程度	5.3兆円程度	5.2兆円程度	5.0兆円程度	

#### 試算の前提条件

区 分	内 容	
歳 出	人 件 費	・職員数適正化計画を反映するとともに、H23までは新たな収支対策を反映し推計 ・退職手当は現時点の見込みにより推計
	投 資 的 経 費	・H20は公共（直轄）の計上保留額90億円を含んだ年間所要額 ・H21以降は新たな収支対策を反映し推計 ・公共（直轄）は新幹線（～函館）の増及び過年度償還分の減を反映し推計
	道 債 償 還 費	・H21以降は新たな収支対策に伴う縮減を反映するとともに、利率は2.3%で推計
	義 務 的 経 費	・保健福祉関係給付費は老人医療費等の適正化対策を踏まえた自然増を反映し推計 ・税関係交付金の制度改正等を反映し推計
	そ の 他 歳 出	・H23までは新たな収支対策を反映し推計
歳 入	道 税 ・ 交 付 税 等	・H20地方財政計画における伸び率を参考に推計 ・H21以降は新たな収支対策を反映し推計
	そ の 他 歳 入	・H21以降は新たな収支対策を反映し推計
行 財 政 改 革 目 標	・「新たな行財政改革の取組み」（改訂版）に基づく歳出削減や歳入確保等の財政効果を見込む	
歳 出 平 準 化 対 策	・行財政改革の効果が一定程度現れるまで、道債償還費に係る財政負担の平準化対策を実施（道債償還費のうち減債基金（満括分）への積立を留保）	

### 第3 「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」の推進管理

「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」に盛り込んだ各種の施策を着実に推進するためには、道民の皆さんを始め、市町村や関係団体などのご理解とご協力が必要であることから、引き続き、行財政改革推進会議などの様々な機会を通じて、道内の各界各層から広く意見を伺いながら、的確な推進管理を行い、実効ある取組みを進めます。

また、行政改革大綱に基づく取組みの「改革工程表」に盛り込んだ項目については、年度ごとの取組状況を取りまとめ、その結果を公表するとともに、北海道のホームページなどを活用し、道民の皆さんに情報提供を行います。

なお、「道財政の中長期収支試算」は、今後の国の地方財政対策やそれぞれの時点における様々な情勢変化等も踏まえ、毎年度、ローリングを行うとともに、必要に応じて対策の見直しや追加等の検討を行うこととします。